

荷主等企業・事業場の安全衛生ご担当者様へ。

【厚生労働省委託事業】荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会 荷役災害防止担当者安全衛生教育（荷主等向け）講習会のご案内

陸上貨物運送事業の労働災害の70%は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。

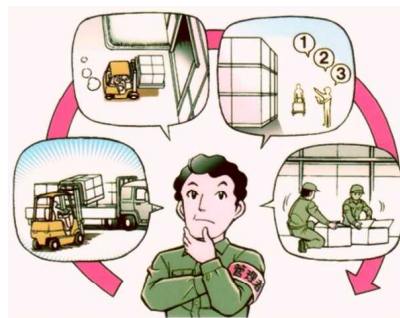
さらにその70%は荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下、「荷役ガイドライン」といいます。）を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しました。

この荷役ガイドラインに示された荷役災害防止担当者に対する安全衛生教育（荷主等向け）講習会を（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会主催により全国47か所で開催します。徳島県での開催日時等は下記のとおりです。

この講習会は、荷役ガイドラインの安全衛生教育カリキュラムに基づいていますので、荷主等の企業・事業場の担当者の積極的なご参加をお待ちしています。

～講習会の主な内容～

- 1 開催日時 平成29年10月19日(木) 13:00～17:00
- 2 開催場所 徳島県立総合福祉センター 4階視聴覚室
〒770-0943 徳島市中昭和町1丁目2番地
TEL 088-654-0294 FAX 088-624-0332
(アクセスマップは裏面をご覧ください)
- 3 講習会の内容
 - (1) 徳島労働局労働基準部担当官説明
 - (2) 荷役災害防止担当者安全衛生教育
(講師：労働安全コンサルタント)
 - (3) 質疑応答
 - (4) アンケート記入
(講習カリキュラムは裏面をご覧ください)
- 4 定員 約50名程度（先着順です。）
- 5 参加費及びテキスト代 無料
- 6 参加申込み
参加は、下記方法のいずれかで申し込みください。



①FAXによる申し込み

裏面申込書に必要事項をご記入のうえ、記載のFAX（南）まで申し込みください。

②（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会徳島支部のメールアドレスからの申し込み

徳島支部メールアドレス shibu@jashcontokushima.sakura.ne.jp

裏面申込書の記載内容を記入いただき申し込み下さい。

③（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会徳島支部ホームページからの申し込み

徳島支部ホームページ <http://jashcontokushima.sakura.ne.jp/wp/>

「支部連絡先」（トップページ上部）のフォームを使用し、裏面申込書の記載内容をメッセージ本文に記入いただき「送付（ボタンクリック）」下さい。

ーフォーム必須事項（お名前、メールアドレス）の記載もお願いします。

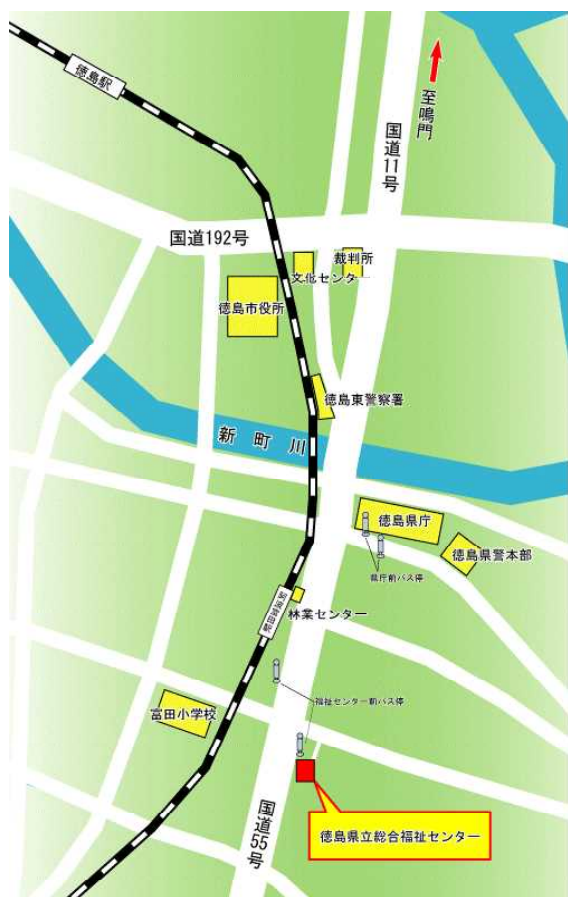
※ 受講票等は送付いたしません。

荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会参加申込書

参加者氏名		
事業場名	(業種 :)	
住所	〒	
電話番号 ご担当者氏名	TEL ご担当者	

参加申込書にご記入いただいた情報は、本講習会以外は使用いたしません。

【徳島県立総合福祉センター】



徳島県立総合福祉センター
〒770-0943
徳島市中昭和町1丁目2番地
TEL 088-654-0294

【講習カリキュラム】

科目	範囲
1. 荷役作業における労働災害の現状と荷主等に求められる役割 【0.5時間】	(1) 荷役作業における労働災害の現状と問題点(荷役災害の事例を含む。) (2) 荷主等に求められる役割と安全衛生管理体制
2. 荷役作業における労働災害防止対策 【1.5時間】	(1) 荷役災害防止のために実施すべき基本事項 (2) 荷役作業時の墜落・転落災害の防止 (3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止 (4) 転倒による労働災害の防止 (5) 腰痛予防対策 (6) その他荷役災害防止に必要な事項
3. 荷役作業の安全衛生教育 【1.0時間】	(1) 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の概要 (2) 陸運事業者の労働者との混在作業における荷役運搬機械の安全な使用
4. 陸運事業者との連絡調整 【0.5時間】	(1) 荷役作業(配送先での荷卸し作業を含む。)における役割分担の明確化 (2) 荷役作業実施における陸運事業者との連絡調整 (3) 陸運業の事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置
5. 関係法令 【0.5時間】	労働安全衛生関係法令